

信越受信環境クリーン協議会

1 目的・経緯

新潟、長野の各県における電気的原因等による放送等無線通信の受信障害の防止を図り、もって公共の福祉を増進することを目的に、昭和26年1月に信越地方受信障害対策協議会として設立されました。その後、昭和44年6月に信越電波障害防止協議会、平成11年6月に信越受信環境クリーン協議会と改称し、放送の受信障害防止活動を行う団体として現在に至っています。

2 主な活動

(1) 放送受信障害の相談

放送受信障害に関する相談を受け、障害解消を図っています。

(2) 周知広報活動

受信障害防止の周知・啓発のため、リーフレット、ポスター、放送等によるPR活動を行っています。

(3) 「受信環境クリーン月間」の設定・実施

毎年10月1日から31日までの1か月間、中央協議会、地方協議会が一体となって、受信障害防止キャンペーンを集中的に実施しています。

(4) 受信環境クリーン図案コンクールの実施

毎年、中学校の生徒を対象に、受信障害防止に関するポスターを募集し、そのコンクールを実施しています。

(5) 条例、指導要綱等の制定の働きかけ

中高層建築物等の増加による放送受信障害に対処するため、地方公共団体に対して放送受信障害防止に関する条例、指導要綱等の制定を働きかけています。

(6) その他

ア 各種セミナー・講習会・研修会の開催

イ 受信障害防止に関する功労者（個人、団体）の表彰

ウ 各種調査研究の実施など。

3 会の状況

信越受信環境クリーン協議会（会長：半田志郎 国立大学法人信州大学 教授）は、信越地区の2県を活動地域として、信越総合通信局、北陸信越運輸局新潟運輸支局、関東管区警察局の各県情報通信部などの国の機関、地方公共団体、NHK、民間放送事業者、CATV事業者及び情報通信関係企業等132者（H24.9現在）により構成され、事務局を一般財団法人情報通信振興会信越地区連絡所に置いています。

新潟、長野両県には県連絡会があり、両県のNHKに県連絡会事務局を置いています。

また、中央の組織として受信環境クリーン中央協議会があり、全国には11の地方協議会があります。

信越受信環境クリーン協議会



〒380-0042

長野市稲田1-36-3 横山方

一般財団法人情報通信振興会信越地区連絡所

電話 026-234-9991 FAX026-234-9999